

平成25年第1回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 平成25年1月24日 午後3時30分開議

- | | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。</p> <p>本日、第1回臨時会が招集されましたところ、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>ただいまの出席議員数は、8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。</p> |
| 々 | <p>これより、平成25年第1回川本町議会臨時会を開会致します。</p> <p>それではただちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。</p> |
| 々 | <p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長におきまして、3番植田議員、4番片岡議員を指名致します。</p> |
| 々 | <p>日程第2、「会期の決定」の件を議題と致します。</p> <p>本臨時会の会期は、あらかじめ、議会運営委員会において協議されておりますとおり、本日1日限りと致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定致しました。</p> |
| 々 | <p>お諮りを致します。</p> |
| 々 | <p>ここで、「諸般の報告」を日程に追加し、議題と致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> |
| 々 | <p>よって、「諸般の報告」を「日程第3」として日程に追加して直ちに議題と致します。</p> |

議 長 これより、本来の「日程第3」から「日程第5」は、1番ずつ繰り下げて、「日程第4」から「日程第6」に変更致します。

々 それでは、日程第3、「諸般の報告」を行います。

々 5番飯田議員より、議会運営委員会委員の辞任届が提出され、これを許可しましたので報告致します。

々 以上で、「諸般の報告」を終わります。

々 日程第4、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外
三宅町長 議員の皆様、改めまして あけましておめでとうございます。穏やかな新年の幕開けとなりました。本年が川本町の皆様にとりまして笑顔と希望に溢れた素晴らしい年となりますよう願っております。

 平成25年第1回臨時会を招集致しましたところ、議員の皆様には万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

 さて、年末には3年3ヶ月振りに自民党へ政権交代がございました。平成24年後半は景気は弱含みの動きとなっていましたが、危機突破内閣と位置付け経済対策への取り組みを明言した、第2次安倍内閣の発足と共に景気回復を先取りする形で円高修正が進み、株価も回復し始めております。今月、招集されます通常国会においては、緊急経済対策として10兆円を超える大型補正予算も組まれる予定となっております。又、自民党による景気対策の目玉とされております、今後10年間で200兆円もの資金を投入するという国土強靱化計画であります。防災・減災に重点をおいた公共事業で国が率先して投資を行い、資金を循環させる事で民間の投資を促し、経済の活性化を図ることを狙っております。川本町もこうした国による施策情報に対するアンテナを高くし、これらをしっかりと掴みながらインフラの整備やソフトな仕組み作りを進めていきたいと考えております。先ずは地方自治体が元気になる国政を期待しております。川本町に於いては平成25年も災害が無く、健全な財政を維持しながら、つながりとぬくもりの中で豊かに暮らせる町を目指して、様々な施策を展開して皆様と共に取り組んで参りたいと考えておりますので、どうかご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

 又、1月も半ばが過ぎまして24年度事業の進捗管理と平行して25年度事業を着実にスタートさせる準備等を様々な動きをしておりますが、又、議員の皆様にもご相談を申し上げながら進めていきたいと考えております。

番外
三宅町長 本日、ご提案申し上げます案件は2件でございます。よろしくご審議のう
え、ご承認いただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々 それでは、日程第5、「発委第1号、川本町議会委員会条例の一部を改正
する条例案の提出について」の件を議題と致します。

々 議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。
6番青木議会運営委員長。

青木議会運
営委員長 「発委第1号、川本町議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出につ
いて」。
上記の議案を、地方自治法第109条の2第5項の規定により別紙のとおり
提出します。
平成25年1月24日提出。提出者、議会運営委員長 青木和昭。
次に、この項の最後のページをご覧ください。提案理由でございます。
提案理由。地方自治法の改正により、常任委員会、議会運営委員会及び特別
委員会が条建てされていたが、改正法により一つの条文に統合され、委員の
選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、条例を改正するもので
ございます。
又、前々ページに戻って下さい。その改正内容についてであります。
「川本町議会委員会条例の一部を改正する条例」。
川本町議会委員会条例（昭和38年川本町条例第12号）の一部を次のよう
に改正する。
第4条の2第2項中「5人」を「4人」に改める。これは議会運営委員で
ございます。
第4条の2第3項中「前2条」を「第3条（（常任委員の任期））及び第
3条の2（（常任委員の任期の起算））」に改める。
第5条中第4項を第7項とし、第1項から第3項までを3項ずつ繰り下げ、
第4項の前に次の3項を加える。
議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。
2、常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。
3、特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会にお
いて審議されている間在任する。

青木議会運営委員長	<p>第10条の見出し中「、議会運営委員及び特別委員」を「及び委員」に改める。</p> <p>附則、この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きに規定する政令で定める日から施行する。</p> <p>以下、詳しくは次ページからの新旧対照表をご覧ください。</p>
々	<p>続きまして、「発議第2号、川本町議会会議規則の・・・」 （「ちょっと待って下さい」議長の声あり）</p>
議長	<p>以上で提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結致します。</p>
々	<p>これより討論を行います。討論はありませんか。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p> <p>討論なしと認めます。討論を終結致します。</p>
々	<p>これより採決に入ります。</p> <p>この採決は「挙手」により行います。</p> <p>「発委第1号」について賛成の皆さんの「挙手」を求めます。</p> <p>挙手「全員」であります。</p>
々	<p>よって、「発委第1号」は原案のとおり「決定」致しました。</p>
々	<p>それでは、日程第6、「発委第2号、川本町議会会議規則の一部を改正する規則案の提出について」の件を議題と致します。</p> <p>議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。</p> <p>6番青木議会運営委員長。</p>
青木議会運営委員長	<p>「発委第2号、川本町議会会議規則の一部を改正する規則案の提出について」。</p> <p>上記の議案を、別紙のとおり提出します。</p> <p>平成25年1月24日提出。提出者、議会運営委員長 青木和昭。</p> <p>最後のページをご覧ください。提案理由でございます。</p>

青木議会運
営委員長

第一、地方自治法の改正により、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになったため、会議規則を改正する。

第二、上記第一のほか、標準規則に照らして、条文の見直し・字句の訂正等を行う、というものでございます。

では、前の会議規則の方に戻って下さい。内容についてであります。

「川本町議会会議規則の一部を改正する規則」。

川本町議会会議規則（昭和63年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第14章、会議録（第116条・第117条）、第15章、議員の派遣（第118条）、第16章、補則（第119条）」を「第14章、公聴会（第116条 - 第121条）、第15章、参考人（第122条）、第16章、会議録（第123条・第124条）、第17章、議員の派遣（第125条）、第18章、補則（第126条）」に改める。

この項を、以下については省略致しますが、2枚後のページの附則をご覧下さい。

附則、この規則は、公布の日から施行する。ただし第72条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書き規定する制令で定める日から施行する。

詳しくは、次ページからの新旧対照表をご覧下さい。以上です。

議 長

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。

この採決は「挙手」により行います。

「発委第2号」について賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々

よって、「発委第2号」は原案のとおり「決定」致しました。

議 長 | 以上で、本日の議事日程は終了致しました。

々 | 本会議を終了致します。

(午後 3時44分)

この会議録は、川本町議会事務局長 鉦 英俊 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員